

咸豐九（一八五九）年、上海における

外國人襲撃事件について

可 児 弘 明

一

上海の夏は短い⁽¹⁾が、暑く、日陰でも華氏九〇—一〇〇度（攝氏三二・二—三七・八度）であつた、とオルコック英領事は書き残している。その上海にとって、一八五九（咸豐九）年は文字どおり暑く、そして短かからざる夏となつた。その年七月から八月にかけて、一連の外國人襲撃事件が発生したからである。

襲撃事件は金曜日の七月二十九日（舊曆六月三〇日）に、英租界の競馬場寄りで先ず始まつた。兩江總督何桂清の上奏によると、群衆が歩行中の英船水夫二名を襲い、一名を死亡させ、一名を負傷させた。英人の哮喘嘔と英人醫士の合信がこれを止めさせようとしたが、中國人は多人數であり、しかも混亂しており、是非をわきまえず、今度は哮喘嘔と合信を殴打し、負傷させたのである。⁽²⁾哮喘嘔とは上海海關のホレーショ・ネルソン・レイである。これにたいしブルース英全權の報告は、水夫襲撃の場所を租界の裏手、さらにレイらにたいするそれを競馬場とし、また合信すなわちジョン・ホブソンの職業を牧師としている。⁽³⁾群衆はかけつけた中國官憲の手によつて解散させられた。また外國軍艦から相當數の兵員が上陸したこともあつて、租界内ではこれ以後外國人にたいする襲撃は發生しなかつた。しかし租界内の洋涇濱では兵士が大砲を配置して物々しい防備につき、また上海縣城内と船溜りにおいて相當數の暴動があり、後者では船戸が夜間空砲を打つて襲撃を避けるなど、⁽⁴⁾猜疑心をつのらせたのである。

翌七月三〇日になると、城隍廟へ遊びに行ったタイ人男女六人が群衆に追い立てられ、そのうちの一人が雑踏にもまれて蓮池に入り、溺死した。残餘の五人は駆けつけた上海知縣の手によって救出されたのである。⁽⁵⁾

この兩日における外國人襲撃事件は、苦力貿易による人身被害に同情した上海民衆の激昂によつたものである。何桂清の上奏は、次のようにその事情を説明している。⁽⁶⁾

思いがけず、たまたま民夷互鬭の事件がありました。これより先、常に外國人が内地の民人を雇募し、海外へ送り農業をさせますが、一人として故郷へ歸るものがありません。このため、あれやこれやと流言が飛び、一人として應募致しません。その外國人は内外の匪徒と勾串し、計り事をめぐらして拐騙を行い、また僻地にひそみ、一人歩きの通行人をつかまえました。ここにおいて民衆は警戒心を抱き、常に洋涇濱の大通り一帯で人を集め、巡回して妨害をしようしました。

六月三〇日、吳煦らはフランス商船が人を乗せて出洋するのを探知し、すぐさま各國の領事に照會を發し、引き戻しを命じました。民間でも互いに取沙汰し、情況は甚だ洶々とし、大通り一帯の群衆は更に増えました。たまたま英船の船員二人がそこを通りかかりました。民衆は指さして「人を捉える犯人だ」とし、集團で殴打しました。

すなわち、かねてから外國人が上海において苦力の買取りを行っていたが、苦力が一人として歸ってこないところから流言が飛び、應募するものがなくなった。困った外國人は、内外の匪徒を使い、人身の強賣を行うようになった。このため民衆は警戒心を強め、自衛のパトロールを始めた。たまたま六月三〇日フランスの招工船ガートリュード號が苦力を出洋させるのを當局が差止める事件があり、噂が飛びかい、洋涇濱に群衆が集まり、そこへ通りかかった英船の船員二人を誘拐者として襲撃したのが發端であつたのである。城隍廟のタイ人も、混亂に乗じて誘拐を働くのではないかと疑われたのである。またブルース英公使は、群衆は外國人を殴打した後、苦力の周旋を行っているフランス人の建物二軒に脅威をあつたと記している。⁽⁷⁾ 明らかなことは、上海における外國人襲撃事件は、苦力貿易に関連して發生していることである。

その七年前、一八五二年一月二四日、アモイにおいて一五〇〇人の民衆が客頭の引き渡しを要求して行った大暴動には規模の点において及ばないものの、苦力貿易に原因を認めることのできる外國人襲撃事件である点において、注目に値するできごとである。それも苦力貿易の全時期を通じてその主舞臺とならなかった上海において發生したこと、ならびに清國側で中央が事件解決に關與した結果、珍しく清國側に記録を残していることが研究上の關心をかきたてるのである。

二

南京條約によって開港した五港のうち、上海と寧波は、苦力貿易に關與することが少なかった。上海のイギリス領事オ
ルコックは、一八五二年九月、次のように報告している。一八四九年アマゾン號で二〇〇餘人が上海からカリフォルニア
へ向い、五年にはレジナ號がオーストラリアへ二〇—三〇人を輸送した。またごく最近では砂金採取に少數のものがカリ
フォルニアへ行つたが、多くのものが外國人の雇用する従僕であつた、と。メジナ號でシドニーへ上陸した中國人は九
人であり、また一八五四年五月に上海を出航したフォーモオサ號が二人をシドニーへ輸送したとする資料もあるが、い
ずれにしても小規模のものであつた。⁽⁸⁾

寧波は上海以上に苦力貿易と無縁であつた。同地の英副領事ヘイグは、開港以來、寡聞にして寧波から移民輸送が行わ
れた例を知らないこと、また寧波人が家郷にたいし強い執着をもつことを考えると、將來も海外移民の可能性がないこ
と、假に海外移民がありうるにしても、寧波の最困窮者、最下層のものに限定されるであらうことなどを報告している。⁽¹⁰⁾

しかしながら苦力貿易が激化し、廣東、汕頭、アモイにおいて苦力貿易にたいする民衆の激昂が強まり、募集側の危険
が大きくなった一八五五年以降になると、上海・寧波の兩地にも苦力貿易が波及してくる。廣東省では五五年の年初、五
六年の春に、懸賞金附きで誘拐犯人の逮捕を當局が民衆に呼びかけたのであるが、民間でも省城の城壁に字報を張りだす
ものが現われ、激しい口調でマカオにおける賣人行を糾弾していた。⁽¹¹⁾五六年七月、パウリング英全權は、「廣州附近では

二名（一説によると三名）の客頭が民衆につかまり、官憲に引き渡された。官憲は客頭にたいし絶食と異常な重さの石責めを課して死に至らしめた。しかし報酬が餘りにも大きいので、客頭はどんな危険を冒しても人を誘拐し、苦力商人は指揮をとり、そして船主や船長はこうにして集められた苦力を運んでいると、狂奔する苦力調達のありさまをロンドンに報告している。⁽¹²⁾

海外における苦力需要が強く、報酬が高いところから客頭の強奪的な苦力調達を招いたのであるが、それが汕頭やマカオでは苦力募集を次第に困難にさせていった。五十六年二月二日附パウリング英全權の報告は、汕頭においてアメリカ船の船長が、興奮した中國人群衆から、「一族のものを誘拐して出洋させる」と責められた。同國人に助けられてその場を脱出することができたものの、その結果、苦力移民を船に積めずに出航したことを明らかにしている。⁽¹³⁾ またアモイの有力な苦力商人であるテイト商會が、苦力貿易の利益は大きいが、危険が多く割にあわないとして、苦力貿易を放棄しようとしているとも報告されている。⁽¹⁴⁾

こうした廣東、福建方面の情況が苦力貿易をより北方へと擴大させるのであるが、資料で判明するかぎりでは、先ず一八五五年二月に、浙江省の寧波、鎮海、慈鷄などでマカオ生まれのポルトガル人に買われた少女四四人が、マカオ經由で海外へ輸送される途中、アモイにおいて保護される事件が生じている。⁽¹⁵⁾ イングルウッド號事件である。

一方、上海においては、一八五六年二月にイギリス商人アンドリュウ・コンノリィが中國人客頭を雇用し、苦力一六〇人を募集して汕頭に輸送し、汕頭からキューバに輸送しようとした事件が発覺している。ロバートソン領事に召喚されたコンノリィはその事實を認め、海外移民を禁止している清國の法を遵守するよう警告を受けている。⁽¹⁶⁾ コンノリィの苦力募集中、フランス租界にある倉庫が客棧代りに使用されたが、この倉庫使用に關して、フランス領事と通じ苦力を募集していたかと思われる別の客頭から苦情が出ているので、コンノリィ以外にも上海において苦力の調達を行っていた外國人がいたようである。⁽¹⁷⁾

イングルウッド號事件とコンノリイ事件の間に、イギリスの中國移民輸送には一つの變化が生じていた。それは一八五五年八月にイギリス議會が中國人船客法を成立させ、これに基づき香港政廳は五六年一月二六日布告を發し、一八五五年中國人船客法の施行をみたことである。同法は、移民官がイギリス船について中國人船客法に定める諸條件に違反してないことを確認した後でなければ、中國移民を乗せて中國沿岸から七日以上の航海に出られぬとしていた。

上海では五六年七、八月にも苦力輸送の企てがあり、ロバートソン英領事は上海が苦力輸送港の一つになることを懸念し、また上海・汕頭間は北東モンスーンの時期ならば三日間の航海にすぎないから、イギリス船がこの區間の苦力輸送を行い、英領事のいない汕頭から七日以上の航海に従事しても、中國人船客法によつて取締ることができないのではないかとこの憂慮を示している。⁽¹⁸⁾ ちなみに汕頭は當時まだ非條約港であつた。これにたいし、ウッドゲート法務長官は、上海・汕頭間を船客法の適用外とみるのは誤りであると解答している。⁽¹⁹⁾

翌一八五七年一二月には、米船ワンダリング・ジュー號がキューバ行き苦力を上海において積みこんでおり、これにスペイン人が關與しているとの情報に米公使館に入つた。米公使リードは、荷受人たる船長が米人であれば、苦力貿易にたいする米國の見解を傳達し、キューバへの苦力輸送を強行すると、米國に歸着次第起訴される旨通告するよう、一二月二八日附で上海副領事ナッブに指示している。⁽²⁰⁾

ところが苦力を募集したのはスペイン人ではなく、英人アンドリュウ・コンノリイであつた。一八五六年二月に英領事から警告を受けたコンノリイと同一人物であらうと思われる。カールトン船長は苦力を上海からアモイへ輸送するにすぎぬと主張し、⁽²¹⁾ 船を吳淞に移動させ、苦力の積みこみを繼續したのである。リード公使はこれが米國法に違反する旨再度警告を發し、⁽²²⁾ 副領事フリーマンは船上にいた苦力全員と面接した結果、彼らのうち外國へつれていかれることを知つていたのが三〇人足らずであつたことを明らかにし、本人の意志に反して乗船させられていた一一七人を下船させ、中國官憲の手に委ねたのである。⁽²³⁾

つまり、一八五九年の襲撃事件に先立ち、上海では、小規模ながら苦力の買取りが斷續的に行われており、事件の前夜には、客頭もしくはその配下が一人歩きの男を狙い、暴力によって拉致しては外國人に引き渡すところまでエスカレートしていたことが判るのである。

さて、一八五九年の外國人襲撃事件に戻るが、事件の直接的な原因となったフランス船ガートリユード號は、吳淞に停泊し、ハバナ行き之苦力を積みこんでいたものである。事件に先立つ七月二〇日頃、船上で、集められた苦力が叛亂を起し、通譯と苦力の一部が船を奪つて逃亡を計る事件があった。また亂闘中に苦力數名が水中に飛びこんで逃亡を試み、溺死する結果となっている。⁽²⁴⁾ 襲撃事件當日、租界に集まつてきた相當數の中國人が、外國船員は大っぴらに苦力を誘拐してハバナへ送っていると呼んでいたというのも、こうした噂が傳わっていたからであらう。船はフランス船であつたが、苦力を雇用したのはスペイン人であつた。⁽²⁵⁾

船の代理人は、苦力は處遇に満足しており、自由意志によって乗船した旨言明したが、上海の佛領事は船を上海に回航することを命じ、中國官憲による調査と、苦力が希望するなら上陸許可をあたえろと表明せざるをえなかつた。⁽²⁶⁾ ブルース英公使は、中國側が強く要求すれば、フランス船は苦力全員をあきらめざるをえないだらうとみていた。⁽²⁷⁾ はたせるかな、八月一日に中國官憲、フランス領事、スペイン領事がこの船に赴いて合同調査を行い、船上にいた苦力一五七人の尋問を行った結果、中國側はその釋放を要求し、苦力を原籍別に送還したのである。⁽²⁸⁾ この一五七人以外に、吳淞停泊中に投水して逃亡したものが四〇—五〇人あつたとされる。⁽²⁹⁾

この苦力釋放によつて「民情は初めてやや定まつた」⁽³⁰⁾のであるが、釋放されたのは七月一九日以前に乗船したものだけであつて、七月二〇日以後の乗船者は含まれていなかった。⁽³¹⁾ 續いて八月六日になると、英、米の兩天主堂に中國人が亂入し、「御前達は他人に善行を勧めてゐるが、先ず自ら善行をなすべきである。天を傷つけたり、理を害してはならない。お前達は人間を擄捉し、その後で他人にそれを勧めるのだ」となじつたのである。そこで亂闘が起り、天主堂の門扉や窓

をこわしたり、洋書を焼きするなどのことがあった。⁽³²⁾ここで上海は再び緊張状態に包まれ、外國人は洋涇濱から輕輕しく離れようとせず、中國商人も洋涇濱に行くことができないようになった。

さらに八月九日には、寶山縣境の吳淞口外において人買いの「釣船」一隻が檢舉され、誘拐された民人三四名が救出され、外國人一名が逮捕された。⁽³³⁾

また同日午後、上海縣東郷において外國人船員二名が郷民に毆打されて死亡し、郷民側にも死者一名、負傷者一名を出す事件が発生している。⁽³⁴⁾死亡した船員は「什臘夷人」とされているが、亂闘の原因はやはり郷民が船員を人買いと疑ったところにあった。資料でみるかぎり、外國人にたいする襲撃はこれで終り、事件が大きな排外暴動へと展開することはなかった。

上海におけるこの外國人襲撃事件の特色は、襲撃された外國人が、いずれも苦力貿易あるいは人身誘拐の直接行爲者でなかったという點で共通していることである。また襲撃を行った民人も、苦力として外國人に略賣されたものの家族ではなかった。事件の直接の原因となったフランス船のばあい、苦力中で多數を占めたのは寧波人であって、上海方面のものは一六人以下にすぎなかったのである。⁽³⁵⁾また客頭の方にも寧波人が多かった。事件後、兩江總督何桂清は喬松年（留蘇差遣の前任常鎮道）を上海に派遣し、吳煦と協力して、同國人を捉え、苦力として外國人に略賣している客頭を檢舉するよう命令をあたえた。その結果、王阿福、林彩成、徐啓東、張瑞記の四名が逮捕されたが、この四名はいずれも寧波人であり、あるものは二〇餘名、あるものは一〇〇名と、同國人を上海あるいは吳淞へつれていき、外國人に賣り渡していたのである。⁽³⁶⁾七月二九日租界に集まってきた群衆は、寧波の貿易商が人身略賣に加擔していると信じていた、とブルース英公使が報告しているところを見ると、巷間には中核的存在として寧波人が苦力貿易に關與していることが知れ渡っていたにちがいない。七月二九日夜、船戸が空砲を打って襲撃を避けようとしていたというのも、あるいは寧波の船戸であったのかも知れない。

一方、内地の遊手と結託して苦力移民を集めていた外國人について、何桂清は「生業のない外國人で、船でやってきて内地をうろついている流配の鬼子」⁽³⁷⁾であるといっているが、ブルースによれば、それは上海で船を降りた各國籍の船員や、護送制度の解體により、金錢のためならば何でもすぐやるような性質の悪い外國人だとされている⁽³⁸⁾。

こうした人賣の直接行爲者ではなく、外國人であるということだけで襲撃が行われたのが上海における襲撃事件の特色なのである。いわば苦力貿易をめぐる緊張状態、とりわけ明日は我が身かもしれないという中國人側の恐怖や公憤がつくり出した事件だといえよう。「麻布を使って人を暴力で拉致したのは、中國人の流氓や地痞の類であったが、ダンサーや娼妓で客寄せをしている外國流民のバー經營者も人身の擄賣にたずさわった。若い労働者を騙して強い酒や薬入りの酒を飲ませ、酔倒させてから黃浦江に停泊している船につれこんだ」⁽³⁹⁾という念澄の記述は、具體的にいかなる資料に依據したのか不明であるが、上海における人狩りの恐怖を傳えて十分なものがある。

この事件について、何桂清は、人身誘拐を口實にして事を起すのは無籍者、すなわち一部の不良分子であるとして問題を處理した⁽⁴⁰⁾。これにたいし、ブルース英公使は、いわば上海全體の大衆運動であるとして次のようにいっている。混亂の機に乗じて略奪を働く不良分子が中國のあらゆる都市にいるのが事實だとしても、中國人の興奮状態は十分理由のあることである。苦力が高額で拐匪から買い取られているかぎり、中國人は外國人を人泥棒とみなし、拐匪ないしは、苦力賣買に關與しているとみなした外國人を殺戮するであらう⁽⁴¹⁾と。正當な評價というべきであらう。

三

柔弱とまでいわれた江蘇の民衆を激昂させ、外國人毆打にかりたてた一八五九年は、北京條約の前夜に當り、苦力貿易が一つのピークに到達した年である。

英佛連合軍の占領下にあった廣州では、その年四月九日（舊曆三月七日）、廣東省民が海外へ渡航して外國人の提供す

る仕事を引き受け、その勞働で有利な報酬をうることは、當人が本心から同意していることを條件に許可されることになった。⁽⁴²⁾ 北京が承認したわけではなかったが、近代中國における最初の渡航公認であった。

この當時、苦力貿易に伴つて廣州にひろがつていた危機的狀態について、廣州のオルコック英領事は、「苦力賣買と結びついた暴力と欺瞞は最近その極に達し、住民一般の間に恐慌感がひろがり、ある程度の興奮と民衆の義憤を伴っている」と前置きをし、バウリング英全權公使あて、次のような報告を送付している。⁽⁴³⁾

借金とか犯罪といった偽りの口實を借りて、公道上で、しかも白晝であらうと亂暴に押しこまれ、誘拐周旋屋の手で一人當りいくらで苦力商人に賣られるべく引き立てられ、海外へさらわれて二度と消息が聞かれなくなってしまうという危惧なしに、人がその家から外出できなくなった時、(廣州)市街ならびに隣接地の全住民は、共通した危機感にかきたてられた。かかる状況下において、彼らの手中に落ちた極惡なる周旋屋一味の誰にたいしてであらうと、自らの無法な裁きを行うことによって、彼ら自身で身を守ろうと計ったとしても、それは當局の怠慢がもたらした自然な成行きである。そこでこの一〇日間に、さして立腹もせず、それにたいし廣東人が身と心を委ねるとしてよく知られている執念深い殘忍さで、數人の誘拐者が群衆に殺害された。

白晝の公道といえども外出することが危險なほど事態が悪化し、自衛と義憤から、群衆による誘拐者殺害にまで發展していったのである。また廣州の華人團體が、英當局が苦力貿易に積極的に介入して暴虐行爲に終止符を打ってほしいという請願書を英領事に提出してきた。⁽⁴⁴⁾ 中國人が苦力を周旋しているが、本當は外國人が彼らの雇主であり、外國旗を掲げた船舶、ローチャ船が資金を供給していることを知っているのに、英領事に請願したのである。

これらが英佛が廣東巡撫柏貴に迫つて海外渡航を自由化させた背景である。海外渡航を自由化すれば、苦力誘拐組織の基盤を叩くことができるだけでなく、苦力供給に窓を大きく開けることが可能だという判斷があつたのである。布告を發した柏貴は聞もなく死亡したが、自由化の布告にもかかわらず、苦力貿易をめぐる危機的な狀況は解消されなかつた。

同年六月、黃埔のヘール英副領事は、信すべき官憲から入手した話であるとして、子供を背負った婦人とぐるになった誘拐の新手があらわれたことを報告している。男子がその婦人の前を通ると、婦人はわざと子供の帽子をゆり落し、その帽子を男子に拾わせる。婦人は感謝して毒入りの菓子を禮にさし出して勧める。男は間もなく麻痺して道端にうずくまることになるが、そこにぐるの男子が現れ、「どうしたのだ」と尋ねる。くだんの男子は家につれて歸ってくれと頼むが、ぐるの男子は家につれて歸るかわりに、苦力を收容している躉船につれ込むのである。この婦人の手によって、既に六人の男子が誘拐にあつてゐる、と。⁽⁴⁵⁾

またヘール副領事は人身誘拐がいぜんとして成功をおさめており、苦力賣買が増大の一途をたどっている一例として、黃埔に停泊中の米船スワロー號が既に七五〇人を積みおわり、さらに追加者を乗せて間もなく出航すると報じられてゐること、ならびに誘拐にあつてスワロー號に乗せられたと思われるものに關して、五件の請願書を受理したとしてゐる。⁽⁴⁶⁾

黃埔とマカオを結ぶルートは、この當時にあつて、人身賣買がもっとも亂脈をきわめたところであつた。黃埔は廣州の東南二〇キロの粵江沿いに位置してゐた。そこには常時外國船が躉船として繫留されており、苦力を收容する施設となつてゐた。そして一定人數に達すると苦力をマカオに輸送し、マカオから海外へと送りこんだのである。

黃埔には地元の番禺、南海兩縣のみならず、廣東省の諸縣から、あの手この手で騙された男たちがつれてこられた。一八五九年一月廣東において苦力貿易に關連して人身誘拐を働き逮捕されたものと、その被害者多數の供述が英外交文書(E. O. 17/320)中にみられ、また議會のコマンド・ペーパー二七一一四、さらに外務省が獨自に刊行したコンフィデンシャル・プリント八九四『一八五九年四月より六〇年五月一九日に至る間の中國からの出移民に關する往復信書』(一八六〇年五月一日印刷)中に收録されている。當時パークス英領事は上海にいるブルース公使にあて、

理事會に届けられた請願書のうち少數のものの譯文を同封いたします。それらが閣下にたいし、人閒がおびきよせられ捉まつたり、内密裡にさらわれるだけでなく、しばしばあからさまな暴力によつてつれ去られる事實を傳えるであ

ろうと信ずるからです。これら請願書にあるのと似たような話は、(廣州)市の近隣諸村を訪れる時に、詳しく語られるところです。市内それ自體においては同程度の暴力にうったえることはないでありましょうが、ここではあらゆる種類の誘惑が廣範圍に行われており、誘拐者の名は人びとに恐怖感を起しております。明白なことですが、それは徐々に誘拐者と雇主と思われている、至當なことではありますが、外國人にたいする敵意に轉化するにちがいありません。

とし、市外地における暴力的な人身の拉致を認め、かつ誘拐者にたいする恐怖が排外氣運に轉ずることを危惧している⁽⁴⁷⁾。苦力商人である外國人と請負關係にある客頭は、自己の配下を驅使して人を集めるだけでなく、直接持ちこまれてくる人をも買い取っていた。客頭の支配下に入ると、船内に監禁され、その後、躉船につれていかれて外國人にみせられるか、あるいは外國人の方が監禁されている船にやってきて、買取るか否かを決めたのである。

東莞縣の一六歳になる黃齊(音譯)は、⁽⁴⁸⁾「外國人の船につれていかれた時、私の若いことに氣づき、外國人たちは私を望みませんでした」(第二三號)といひ、また一四歳の李祿(音譯)が、⁽⁴⁹⁾「私が幼弱なのをみて、外國人は私を(誘拐者の)亞富(音譯)に返しました」(第三七號)、と供述しているように、外國の苦力商人が無差別に苦力を買取ったと考えることは誤りである。開平縣人の水夫で四四歳になる陳雲(音譯)のように、「外國人は、私をみてから、年齢をとっているといい、私を望みませんでした」⁽⁵⁰⁾(第二八號)というばあいもあった。ちなみに十一月一日に救出された四一人の年齢は平均三一・八歳であるが、一四歳から五五歳にわたる次のような構成になっている。

一八歳	未滿	三人
一九—二五歳		七人
二六—三〇歳		六人
三一—三五歳		二人

三六―四〇歳

六人

四一―四五歳

四人

四六―五〇歳

二人

五一―五五歳

一人

また病氣（第二六號）、潰瘍（第二號）、足の怪我（第一一、三三號）等を理由に、買取りが行われなかった例もある。⁽⁵¹⁾
 「外國人に行きたくないと話す、すぐに黃埔船に戻るよう命じられました」⁽⁵²⁾（第二五號、順義||音譯）という供述が示すように、移民の意志がないと明言して買取りが行われなかった實例もあるのである。その一面、外國人は請負關係にある客頭の手をへずに持ちこまれてくるものも買い取っている。アロー戦争時のいわゆる廣東押收文書の一つに、黃埔において人身誘拐に二度關與し、かつ外國人に食料を供給した何亞有、一名陳村有の自供書がある。⁽⁵³⁾

三六歳、三水縣老村のもので、両親は死亡しましたが、兄弟二人がおります。兄の子は遂信です。私には家も妻子もなく、ずっと新基渡船場で麵を賣って生活しています。前年一月八日、一人で思ったって、黃埔において黃亞福を誘拐し、米人に賣り渡して洋銀三圓をえました。またこの月二二日に一人で思った、黃埔方面で黃亞有を誘拐し、米人に賣って洋銀三圓をえました。その後、歸って新基渡船場で麵を賣っていました。妻子も親戚もいないので、小舟を走らせている崩牙亞という一婦人を契媽とし、朝晩一緒に炊事をし、彼女の舟に住んでいました。今月六日、德興街の新中和行で外國人のために鶏卵一〇個、白砂糖二斤を買いました。計らずも九日に税館口で壯勇に逮捕され、法廷に送られました。

この自供がなされた年は不明であるが、副業的に人身略賣を行うもの、知己を賣るもの、雇人を賣るものなど狂亂の極に達していたのである。「拐匪は目下のところ無數にいる」⁽⁵⁴⁾という當時の世相は、職業的な客頭やその配下の存在だけでは、とうてい説明しがたいものがある。

こうした状態を改善するため、柏貴の死によって進捗をみなかった具體的な渡航自由化政策が急がれ、官設の募集機關が設けられることになる。すなわち五九年一〇月下旬になって、英當局より移民業務を委託されていたJ・G・オースチンの要請により、英佛連合理事會と署兩廣總督勞崇光との間で協議がもたれた結果、十一月一〇日、廣州に英招工公所が開設される運びとなったのである。⁽⁵⁵⁾官設の募集機關において苦力移民を募集し、中國地方官と歐人事務官による二重のチェックを行い、自由意志によって出國するものを増大させ、惡質な賣人行や客頭の暗躍を抑止するのが目的であつた。

勞崇光は英佛連合理事會の要請により、一〇月二八日に中國文の布告を發した。その一節に、英領西インドにおける雇用を希望する中國人は、招工公所において自ら正確な目的地と勞働條件のすべてを交渉し、兩者ともに承諾した際には、それら條件を正式な契約書に記録し、さらに外國人事務官ならびにこの目的上特に任命された中國官憲により合同の審査が行われることが明言されていた。⁽⁵⁶⁾

招工公所は、心情的に人身誘拐と結びつきやすい黃埔の地を避け、監視の最も行届く廣州西關を選んで開設され、しかも中國人の眼には獄舎としてしか映らない躉船方式をとらず、郷紳の協力によって陸上の建物賃借したのである。⁽⁵⁷⁾オースチンの移民募集を代行していたT・サンプソンが招工公所の實務を委託された。⁽⁵⁸⁾

英招工公所では開業以來應募者に食事を支給していたが、實際には移民の意志がなくて多數が逃走するなどの事故も發生した。しかし中國官憲の協力下に全體としては順調に機能を開始した。⁽⁵⁹⁾また開業の月、兩廣總督は黃埔で逮捕した誘拐犯人一八名を斬首に處し、みせしめとしたのである。これと同時に各國領事に同文の通牒を發し、黃埔に躉船を配置して客頭から中國人を買取することを非合法とした。しかし、この通牒を無視するかのようになり、黃埔では人賣が繼續したのである。一月二五日には兵船三隻が黃埔に到着し鎮壓を行ったが、スペインの移民事務官は、米船メッセンジャー號⁽⁶⁰⁾(一三五〇トン)など六隻の船舶と五〇萬ドルの契約を結び、キューバへの苦力の調達を止めようとはしなかったのである。⁽⁶²⁾

誘拐被害者の家族や知己からの請願により、中國官憲と米領事が同行し、二月三十一日黃埔の米船にたいする検査が行

われ⁽⁶³⁾、請願のあつた二名がファニー・カーチュナー號で發見され、荷受人から縁者に引き渡された⁽⁶⁴⁾。

一八六〇年一月五日、兩廣總督はメッセンジャー號、ファニー・カーチュナー號の出航停止を求め、米國船上にいる苦力で未だ中國官憲の尋問を受けていないもの全員を省城へ移し、審査を受けさせるようペリー米領事に要請したのである⁽⁶⁵⁾。ペリーは英佛連合理事會と協議し、メッセンジャー號を廣州へ回航させようと考へたのである⁽⁶⁶⁾。しかし翌六日午後になつて、メッセンジャー號は既に五日夜米籍小型汽船メエイリー號に積めるだけの苦力を移乗させてマカオに送り、積み残しの苦力も中國船に分乗させたことが發覺したのである⁽⁶⁷⁾。兩廣總督は、ペリーにたいし、メッセンジャー號を含む米船上の中國人全員を探しだし、廣州に送還するよう厳しく要請した。またポルトガル領事にたいしても、メッセンジャー號より移送させられた苦力が、兩廣總督より召還要請中のものである旨マカオへ傳達させたのである⁽⁶⁸⁾。

ウォード米公使とポルトガル總督は苦力全員を廣州へ送り、廣州において中米官憲の手によつて尋問が行われた結果、移民を希望しないことが明らかになつて苦力たちは釋放されたのである⁽⁷⁰⁾。これが黃埔事件またはメッセンジャー號事件である。この事件後、スペインの移民事務官も自由意志による苦力を調達する以外に途がなくなり、廣州にスペイン招工公所が開設される運びとなるのである⁽⁷¹⁾。なおこれに先立ち、五九年一二月にフランス招工公所も開設されており、廣州には三國の招工公所が出現したのである。

四

右に概観したような廣東の状態に比較すれば、同時期の上海における苦力貿易は、まだ當局者が容易に制御しうる状態にあつたといえよう。その上海で苦力貿易に原因する外國人襲撃事件が発生したのは皮肉といへば皮肉なことであつた。襲撃事件までに歸國してくる苦力がいなかったのは、一八五〇年代後半になつてから苦力の調達がやや本格化の兆をみせた上海では當然のことであつた。そのためにとんだという流言が一體何であつたかは不明であるが、同じ五〇年代の廣

東方面では、海外で牛馬のごとく働らかされるという噂のほか、戦場で最前線に立たされ、弾よけにされるという噂があった位である。⁽⁷³⁾ 廣東巡撫耆齡の覆奏中にも、

西洋各國の外國人が内地民人を誘拐して一體何に使役するのか、これまで實地に調べる方法がなかった。近頃かどわかされ、雇用されて出國するものは、民間のいい傳えによると、外國人は藥水を使って民人に塗りつけ、鬚髪を黄色くちぢれさせ、顔を黒くして外國兵の代用にし、聲勢を盛んにしてわが軍と戦うのであると。ただ本物の外國人は鼻が高く、眼が綠色であるが、賈の外國人の方はそうでないから、眞實のほどはわからない。しかし最近その外國人が荷擔ぎ人夫を募集し、ついに戦争の字句があることは、傳えるところあるいは原因がなしとしない。嚴禁して奸謀を絶つべきである。⁽⁷⁴⁾

と述べられている。苦力貿易の處女地であった上海ではなおのこと流言が不安をかきたてたにちがいない。

また苦力を實際に調達する中國人が惡辣な手段を用いることを續ければ、いづれ外國人にたいする敵意にかわるであろうことは、外交團あるいは民間の外國商人によく意識されていた。ブルース英公使やパークス英領事のこれに關する警告については既にとりあげた。招工公所の開設も、英領へ不斷に大量の苦力移民を送るためだけでなく、「人身賣買に激昂した民衆が、中國在住の全ヨーロッパ人共同體の生命と財産の安全を本氣で危うくする」⁽⁷⁵⁾ことが懸念されたからである。

上海では、とくにこのことがよく意識されていた。七月三〇日、イギリス商工會議所は襲撃事件に關連して、英、佛、米三國の領事に書簡を送付し、中國人の激情を速やかに靜めなければ、上海はもとより、外國人の居留する地域はどこでも最惡の事態におちいるという憂慮を表明し、この數日、上海で行われている苦力の組織的誘拐と人身の強制拉致は、居留外國人の名譽を損うだけでなく、外國人の利益と安全を脅かすものであるから、嚴重に調査を行い、違反の事實があれば、領事の司法權の下で嚴しく處罰するよう要請している。⁽⁷⁶⁾

また七月三十一日、英領事も英租界内の中國人に布告を出し、假にある國の法が貧困により自發的に賣身することを認め

ていても、英國法では英人がその人身を買うことを禁止している。人身を誘拐することや、人身を奴隸として輸送することとも禁じている。この種の犯罪を行っている英人を見つけたら、とらえて領事につきだすよう。裁判にかけて處罰する。今次のように暴徒と化し、誤って無實の英人を襲撃することは、英人の憤慨をひき起すだけである。中國との條約によれば、英人の犯罪は英國法によって英領事が裁くのである。中國人に英人を殴打したり、痛めつけたりする權利はない。事件の再發を防止するため、布告を出し、暴行を働いた犯人を嚴罰に處するよう海防兵備道に要請したが、英領事もまたこの布告を英租界内の中國人に出す。今後は上海において犯罪を犯している外國人をみつけても、不法な暴行を働かないよう。租界警察に連行し、警察の手で、犯人の國籍により關係領事に引き渡し、裁判にかけさせるようにすること。英人の犯罪ならば、直接英領事館へつれてきてよい。しかし犯行を見た人が證據の提示を拒否すれば、處罰することはできない。また疑わしいと思うものをとらえ、つれてきても、一方的な主張で輕輕しく領事の司法權限を行使し、無實の人を巻きぞえにする危険はおかさないなどのことを布告したのである。⁽⁷⁷⁾

一方、中國側の對應策をみると、吳煦も七月三十一日布告を出して、苦力募集に關し、前日、各國領事と會談を行った概要を通知している。⁽⁷⁸⁾すなわち米國法は常に人身拐賣を禁じており、苦力貿易に従事している米人があれば重罰に處せられる旨、米領事が表明したこと。また英領事は、もし英人で苦力の拐賣を行っているものがあれば、領事に通報せよ。英國法は人身拐賣を嚴禁しているので、そのものは嚴罰に處せられると表明したこと。佛領事もほぼ同様な見解を示した上に、今次のばあいはスペイン人がフランス船をチャーターして苦力を海外へ輸送したものであるが、この船を吳淞から上海に戻し、中國官憲と共同で、船上の苦力を一人ずつ尋問すると表明したこと。さらに吳煦が各國領事と接觸しながら事件を十分調査し、再發防止の方策を立てるまで、私的な報復は一切許さない。違反者は兵員、捕吏、地保に命じて檢舉する。またもし拐賣を行う外國人を見たならば、附近のものと協力してとらえ、傷死をあたえることなく、關係領事につき出して處罰してもらうこと。命令に反し、衆人を集め、暴動を働いて外國人を虐待するものがあれば、外國兵員は發砲す

る。その際、中國官憲も處罰をもつて臨み、保護をあたえない、としているのである。

また兩江總督何桂清は、吳淞口で檢舉した人買いの「釣船」を鋸で引いて水際にさらし、人心をなだめる一方、力による取締りと檢舉を指示している。江蘇の風氣はがんらい柔弱であつて、ごたごたを好まないから、威力をもつてすればこれを制することがたやすい。また數をたのんで事を起す無籍の徒は、烏合の衆であるから、これも威力をもつてすれば離散してしまうと考えたからである。⁽⁷⁹⁾ともあれ、海外における強い苦力需要のなかで、一時苦力輸送港に化することが懸念された上海であるが、それを回避し、苦力貿易に深くかわかることを免れたのである。

五

苦力貿易の全時期を通じて、買取られた苦力自身による集團叛亂、暴動は、招工船の船上あるいは現地において多數發生している。しかし中國本土において苦力賣買に原因して發生した排外暴動事件は意外と少なく、一八五二年のフモイ暴動と、ここで取りあげた一八五九年の上海における外國人襲撃事件ぐらいであろう。近着、ロバート・アイリック『苦力貿易にたいする清國の政策』は、この外國人襲撃事件に一二頁をさいているが、そのなかで、事件による緊張状態が寧波に擴大し、同地の外國人は上海の租界あるいは外國船上に移り難を避けたといっている。⁽⁸⁰⁾

アイリックの論考は『籌辦夷務始末』を主たる資料にしているが、この事件が天津條約の批准をめぐる清國と英佛間のトラブル發生中に起き、ブルース英公使が天津條約に關する外交交渉拒否の道具にこの事件を利用したことを指摘し、外交交渉にあたえる影響を憂慮した清國が、從來地方官の裁量に委ねてきた苦力貿易關係の事件を、中央自らその處理に當らせる結果になったことを重視している。

大沽事件、すなわち天津條約批准書交換のため北京に赴く英佛使節を乗せた英佛艦隊が大沽砲臺から攻撃を受けて大損害をこうむつたのは六月二五日のことである。ガートリュード號の船上で合同調査が行われた八月一日、清國は英佛との

天津條約を破棄し、皇帝は何桂清の「このたびの天津の役を考えますに、二〇餘年來未だかつてなかった快事であります。この情報を与えた後、外國商人は疑いおそれ、續々と存本を收回しており、上海は罷市さながら⁽⁸¹⁾」であるという上奏を閱讀している。和平論の代表的存在であり、寧波商人らの和平勢力を背景に外交交渉に當る欽差大臣、兩江總督何桂清にとつてみれば、外國人襲撃事件が大規模な排外暴動に發展することは何としても回避しなければならぬことであつたにちがいない。アイリックの指摘するように、暴動の鎮壓に敏活に對處したこともよくうなづけるのである。いいかえれば外交懸案をかかえることが、上海を苦力輸送港に化すことから免れさせたのである。またこの緊張をはらんだ「外交」の季節に事件が発生したことが、『籌辦夷務始末』に例外的に記録を残す結果となつたのである。

しかし筆者の關心は同時期の華南沿海を展望する時、苦力貿易が最もしつをきわめた廣東省において、事件が客頭襲撃の域にとどまり、主舞臺を外れた上海において何故に苦力貿易に端を發する排外暴動の發生をみたかという點にある。

もともと江蘇、浙江の地は、華中、華北と同じく、海外移民を輩出させる風土ではなかつた。一八六六年にも上海においてキューバ行き苦力募集が行われたといわれるが、上海に在住したことのあるA・ウィリーは、ハワイ王國のために苦力調達に従つていたヒレブランド宛書簡（一八六六年八月二十九日附）の中で、一八六五年に漢口から數百マイル距つた内陸部で、城壁のいくつかにフランス政府の中國農民に海外移民を勧めるポスターが延々と人目につくように貼られていたと傳えている。ポスターには條件が明細に示されていたが、フランスの名はかきむしられたり、抹消されていたものが多く、民人が一笑に付しているだけである。そして、中國の南部とことなり、移民慣行のない北方では、家郷にとどまることに執着するだけでなく、南方における苦力貿易の惡評を聞いているから、この種の提示にたいし疑わしく思つてゐるとし、アモイもしくは廣州における苦力募集を勧めている。⁽⁸²⁾ウィリーのいうように、上海は移民慣行のない風土である上に、苦力貿易の後發地であるだけに、先行した閩粵方面における惡評から、苦力貿易にたいする警戒心が強かつたのである。一八七〇年の天津教案の後で、李鴻章が、中國北方の奸民が廣東、福建地方と結託して、北方から南方へと人身を

轉賣する風潮の生ずることを警戒していることが想起される。⁽⁸³⁾これと對照的に移民慣行の長い廣東省では、苦力貿易の弊害にたいし外交團が外國人の安全を危惧するほどであつても、中國人サイドでは客頭の襲撃にとどまり、排外暴動にまで至っていないのである。

また上海では歐人の間にも苦力貿易を嫌忌する風が強かつた。襲撃事件後、前述したようにいち早く上海のイギリス商工會議所が領事に取締りを要望しているが、それは苦力貿易にたいする憤懣が外國人襲撃という形で爆發すると、歐人の安全が脅かされるだけでなく、中國官憲との對立を生じ、合法貿易に惡影響を及ぼすからであつた。五港のうち最も重要な港であつた上海では、とくに中國官憲と對立をうむこの種の事件は好ましくないと意識されていたにちがいない。一八五二年アモイ暴動の際のような、英國では移民の自由が認められており、移住を希望する中國人が出洋するのを妨げることはできないという強硬な態度は認められない。上海では逆に移民を禁止する國內法の遵守を歐人に強制し、友好關係を圖っているのである。アモイと上海のおかれた經濟上の地位のちがいによるのであらう。このことが上海を苦力輸送港にしない大きな力となつたことも否定できない。これについて、一八五九年の外國人襲撃事件がいよいよ苦力貿易を嫌忌させることになつたことは確かである。ブルース公使をして、苦力の密貿易が續けば、在留外國人の安全は失われ、上海もまた全住民が嫌忌する對象となつた廣東の轍をふむことになる、⁽⁸⁴⁾といわしめるほど恐怖をあたえたのであるから。それにつけても、一八五九年のこの事件で重要なことは、外交懸案の關係からとはいへ、中國官憲が國禁をたてに苦力貿易を抑止すれば、外國船は一隻たりとも苦力輸送ができなかつたことを示していることである。

註

略號

Cmd. 1686 (Command Paper 1686)

Correspondence with Superintendent of British

Trade in China, upon the Subject of Emig-

ration from That Country. P. P. Vol. LXVIII,

Session 1852—53.

Cmd. 2714 (Command Paper 2714)

Correspondence Respecting Emigration from

Canton. P.P. Vol. LXIX, Session 1860.

- (1) Consul Alcock to Dr. Bowring, Sept. 1, 1852. Incl. 4 in No. 8, Cmd. 1686, p. 16.
- (2) 『義経長務始末』 威豊朝 卷四「九年七月壬辰」 欽差大臣臣江藤卿臣村松家。
- (3) F. W. A. Bruce to the Earl of Malmesbury, August 1, 1859. (F. O. 17/313)
- (4) (2) (3) 並見。
- (5) (2) 並見。
- (6) 同前。
- (7) (3) 並見。
- (8) (1) 並見。
- (9) Sing-wu Wang, *The Organization of Chinese Emigration 1848—88*. San Francisco 1978, p. 143.
- (10) Vice-Consul Hague to Dr. Bowring, Sept. 14, 1852. Incl. 3 in No. 9, Cmd. 1686, p. 21.
- (11) John Bowring to the Earl of Clarendon, K. G., April 29, 1856. (F. O. 97/102 A)
- (12) John Bowring to the Earl of Clarendon, K. G., June 27, 1856. (F. O. 97/102)
- (13) John Bowring to the Earl of Clarendon, K. G., Feb. 2, 1856. (F. O. 97/102 A)
- (14) 同前。
- (15) 可見弘明「清末の『猪花』からみた中國の鎖國」『史潮』新五一五號、一九八四年七月。
- (16) D. B. Robertson to Sir John Bowring, L. L. D. & c., March 5, 1856 (F. O. 97/102 A).
- (17) Note from Hwang Chekeen of Shanghai to the Address of Her Majesty's Consul, Feb. 24, 1856 (F. O. 97/102 A).
- (18) D. B. Robertson to Sir John Bowring, July 24, 1856. (F. O. 97/102 A)
- (19) Attorney General to W. Woodgate, August 7, 1856. (F. O. 97/102 A)
- (20) William B. Reed to William Knapp, December 28, 1857. (F. O. 671/2)
- (21) Jules Davids ed., *American Diplomatic and Public Papers: The United States and China. Series 1, Volume 17*. Wilmington 1973, p. 372.
- (22) Ibid., p. 374.
- (23) Ibid., pp. 392 & 400.
- (24) (3) 並見。
- (25) 同前。
- (26) 同前。
- (27) 同前。
- (28) F. W. A. Bruce to the Lord John Russell, August 15, 1859. (F. O. 17/313)
- (29) (3) 並見。
- (30) (3) 並見。
- (31) 同前。
- (32) 同前。

- (33) 同前。
- (34) 同前。
- (35) (33)に同じ。
- (36) 『籌辦夷務始末』、咸豐朝、卷四二、九年八月丙午、何桂清又奏。
- (37) 同前。
- (38) (33)に同じ。
- (39) 金鑑『黃浦江畔語錄年』香港、九七二年、七二一—七三、七二—七三頁。
- (40) (33)に同じ。
- (41) (33)に同じ。
- (42) Proclamation, Incl. 5 in No. 1, Cmd. 2714, p. 5.
- (43) Consul Alcock to Sir J. Bowring, April 12, 1859. Incl. 1 in No. 1, Cmd. 2714, p. 1.
- (44) Ibid., p. 1.
- (45) Vice-Consul Hale to Acting Consul Winchester, June 21, 1859. Incl. in No. 4, Cmd. 2714, p. 10.
- (46) Ibid., p. 10.
- (47) Mr. Parkes to Mr. Bruce, January 20, 1860. Cmd. 2714, p. 69.
- (48) Incl. 19 in No. 6, Depositions of Forty-one Kidnapped Chinese. Cmd. 2714.
- (49) 同前。
- (50) 同前。
- (51) 同前。

- (52) 同前。
- (53) F. O. 931/1867 [舊 F. O. 682/318/3 (11)]。以下と別注、佐佐木正哉『鴉片戦争後の中英抗争』一九六四年、近代中國研究委員會刊には、誘拐犯蔡亞松の供述書が收録されている(三四四頁)。
- (54) Governor General Laou to the Allied Commissioners, Nov. 22, 1859. Incl. 9 in No. 7, Cmd. 2714, p. 47.
- (55) Mr. Parkes to Mr. Bruce, November 10, 1859. Incl. 1 in No. 6, Cmd. 2714, pp. 11—12.
- (56) Proclamation by Laou, Oct. 28, 1859. Incl. 9 in No. 6, Cmd. 2714, pp. 16—17.
- (57) Mr. Bruce to Lord J. Russell, December 5, 1859. No. 8. Cmd. 2714, p. 50.
- (58) Mr. Austin to Mr. Parkes, November 19, 1859. Incl. 8 in No. 7, Cmd. 2714, p. 46.
- (59) Acting Consul Winchester to Mr. Bruce, December 16, 1859. Incl. 1 in No. 10, Cmd. 2714, pp. 56—57.
- (60) Mr. Parkes to Mr. Bruce, November 10, 1859. Incl. 17 in No. 6. Cmd. 2714, p. 56.
- (61) Vice-Consul Hale to Acting Consul Winchester, December 9, 1859. Incl. 2 in No. 9, Cmd. 2714, p. 56.
- (62) Acting Consul Winchester to Mr. Bruce, January 9, 1860. Incl. 1 in No. 11, Cmd. 2714, p. 60.
- (63) Mr. Parkes to Mr. Bruce, January 12, 1860. Incl. 1 in No. 13, Cmd. 2714, p. 69.

- (64) Mr. Mayers to Mr. Parkes, December 31, 1859. Incl. 21 in No. 13, Cmd. 2714, p. 87.
- (65) (47) 670頁。
- (66) (47) 671頁。
- (67) (33) 24頁。
- (68) Governor General Laou to Mr. Perry, January 8, 1860. Incl. 10 in No. 13, Cmd. 2714, p. 82.
- (69) Governor General Laou to Portuguese Consul at Canton, January 8, 1860. Incl. 12 in No. 13, Cmd. 2714, p. 83.
- (70) P. C. Campbell, Chinese Coolie Emigration into Counties within the British Empire. Reprinted Taipei 1970, p. 126.
- (71) Ibid., p. 127.
- (72) (35) 24頁。
- (73) (11) 24頁。
- (74) 『籌辦夷務始末』咸豐朝 卷五十一 一〇年五月乙巳 耆齡又奏。
- (75) Lord J. Russell to Earl Cowley, July 11, 1860. No. 22, Cmd. 2714, p. 138.
- (76) R. C. Antrabus to F. W. A. Bruce, M. de Bourbonloun and J. E. Ward, July 30, 1859. (F. O. 17/313)
- (77) Consular Notification by Meadows, H. B. M.'s Consul at Shanghai, July 31, 1859. (F. O. 17/313)
- (78) Proclamation by Woo, Acting Intendent of the Soochow, Sungkeang and Taetsang, July 31, 1859. (F. O. 17/313)
- (79) (25) (39) 24頁。
- (80) Robert L. Irick, *China's Policy toward the Coolie Trade 1847-1878*. Chinese Materials Centre 1982, p. 68.
- (81) 『籌辦夷務始末』咸豐朝 卷四十一 九年七月辛未 欽差大臣兩江總督何桂清奏。
- (82) Report on Supply of Labor, etc. by the Hon. Wm. Hillebrand, M. D., Royal Commissioner to China and India, to the Hon. Board of Immigration of the Hawaiian Islands. Honolulu 1867, pp. 10-11.
- (83) 『籌辦夷務始末』同治朝 卷八十七 一二年七月庚子 直隸總督李鴻章奏。
- (84) (35) 24頁。

ON MONEY CIRCULATION UNDER THE LIANG DYNASTY

OCHI Shigeaki

In the first half of the reign of Liang Wudi 梁武帝 mostly copper coins circulated, but this circulation was disturbed by the appearance of inferior money. Moreover, the iron money coined by Wudi which was legal tender throughout the whole country was toward the only worth $\frac{1}{3}$ of its original value at the end of his reign, yet somehow or other it remained effective. On this general background the specific economic structure under Wudi can be understood. Wudi managed Tun 屯 and Di 邸 personally and though he intended to gain an increased income this way, he spent it again in supporting the Buddhist faith, building temples and monasteries. Thereby he promoted the circulation of iron money. Moreover, Wudi granted certain high civil or military officials as well as members of the imperial family a special tax-exempt status in managing Tun and Di and doing business. This again is an important reason for the increase in circulation of goods and iron currency. Though these practices may seem contrary to a proper administration of the country and even serve to weaken its strength, the iron currency remained in circulation as legal tender under the above described conditions until at the end of the Liang Hou Jing 侯景 rose in rebellion.

THE ANTI-FOREIGN INCIDENT IN SHANGHAI OF *XIANFENG* 咸豐 9 (1859)

KANI Hiroaki

On the eve of the Peking treaty, the coolie trade had reached a peak. In the summer of 1859, a series of raids on foreigners occurred in the open port of Shanghai. Because the popular anger against the coolie trade was the reason for the raid, this incident is worth noting in the history of the coolie trade. At this time the supply of coolies in Guangdong 廣東 province

had become quite chaotic, people were kidnapped, sold and bought, and the situation escalated to even violence against coolies from the side of the people. Because of these difficulties in recruiting, the coolie trade was extended toward the north, and signs were given that Shanghai should be made into a coolie trade port. The instigated raid against foreigners was a blind one, but it had the effect that the foreign missions and Western traders in Shanghai grew more and more distant to the coolie trade, consequently Shanghai could not be finally made a coolie trade port. In this sense we should remember the incident of 1859 as well as the large scale riot against the coolie trade in Amoy 廈門 in 1852. Bearing these facts in mind, one can understand the incident in Shanghai properly.

WANG TAO 王韜 AND THE *XUNHUANRIBAO* 循環日報

NISHIZATO Yoshiyuki

The life of Wang Tao who occupies a unique position in the history of modern Chinese thought can be divided into four phases :

1. Suzhou (1828—49)
2. First Shanghai period (1850—62)
3. Exile in Hongkong (1862—84)
4. Second Shanghai period (1884—97).

While in exile in Hongkong, the launch of the *Xunhuanribao* gained a tremendous meaning for Wang Tao's life. Wang Tao published numerous articles in the *Xunhuanribao*, propagating self-strengthening on the interior, and standing a nationalistic position on the exterior, analyzing and criticizing international affairs. Although research on Wang Tao consists of many books or articles, there is no scholar who examined his articles in the *Xunhuanribao* on the whole. The structural relation of the changes and developments in his view on the West and Asia have not yet been fully understood. For the understanding of the specific characteristics of his world-view and view on Asia, his international consciousness and nationalistic ideas, his articles in the *Xunhuanribao* are basic historical research material which must by no means be overlooked. Here I present an index over his articles in the *Xunhuanribao* as extant today.